

暑い夏から解放されて、ようやく秋らしくなってきました。全く月日の経つのは早いもので気づかぬうちに年齢を重ねています。今年の紅葉はきれいかもしれませんがね

最近「民事信託」、「家族信託」という言葉を耳にいたします。ひとつの相続の在り方として受け入れられています。現在事例としては非常に少なく、専門家もいない状態です。東京では事例が進行中のようです。土地の時価が高く、また高齢化により認知症などにより判断能力のあるうちに、信託契約を行うケースが増えてきました。

そもそも相続は、家督相続の意味合いが強く、農村地区においては、特に現在もその慣習として家長(長男)に引き継がれていくことがほとんどです。中小企業においては、経営を維持するための経済的な価値(経営資源)が直系の家族に引き継がれてきました。しかし法定相続という権利の行使から、しばしば相続は争族になり、複雑なことになってきました。経済的なプラスだけの相続ではなく、扶養・介護といった負の部分(相続人にとって)もあります。

通常相続は

* 遺言書による相続

* 遺産分割協議による相続

法定相続人による遺産分割の協議をし、単独相続にするか、共有にするかなどを定めます。

* 遺産分割ができない場合は家庭裁判所で調停などで解決します。

家族信託とは

2007年9月の信託法の改正により、営利を目的とせず、特定の1人から1回だけ信託を受託しようとする場合には、**受託者(個人でも法人でも可)**に信託業の免許は**不要で、誰もが受託者**になることができるようになりました。(改正以前は、信託銀行や信託遺言など信託を引き受けるには免許が必要でした)

信託のおける身近な存在、とりわけ家族や親族に託すことが多いため、**家族信託**と呼ばれています。

遺言・任意後見・家族信託は判断能力のある間に

法定後見は判断能力喪失後に

委託者：財産所有者

受託者：財産管理・運用

受益者：財産所有者本人(多くの場合)

信託は財産の管理制度であり、ただ守るだけでなく、「財産の管理・運用・活用そして承継」で活用でき、信託の利益を享受する人にかかわる身上監護を含めた生活や、財産管理制度を支援する制度です。

多くの専門家(弁護士・司法書士)の中でも実践した人は少なく、私も現在勉強中です。近い将来普及すると思います。

興味のある方は連絡ください。

Email: hoihoysakai@leto.eonet.ne.jp